

太田市新田ななくさ地域活動支援センターの法定サービスへの 移行及び民営化に伴う設置運営法人の募集等に関する要項

太田市新田ななくさ地域活動支援センターにおいて、利用者への処遇の水準を維持しつつ、利用者にあった障害福祉サービスの提供ができ、民間の持つノウハウを生かした運営が期待できる法人を募集する。

なお、現行の施設は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、法という。）第5条第27項に規定する「地域活動支援センター」としてサービスを提供しているが、同法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する法人として運営する。

1 施設の概要

- ① 所在地 太田市新田反町町831番地3
- ② 敷地面積 1,505.97㎡
- ③ 延床面積 499.54㎡
- ④ 主体構造 木造平屋建
- ⑤ 用途地域 市街化区域
- ⑥ 防火地域 指定なし
- ⑦ 施設図面 別紙のとおり

2 移行する時期

移行時期 令和5年4月1日

※令和4年度中に群馬県に指定障害福祉サービス事業者としての申請を行い、その指定を受けること。

3 財産の取り扱い

(1) 土地

当初の10年間は無償貸与とする。貸与期間経過後の取り扱いについては、期間満了前に市と協議のうえ決定する。

(2) 建物及び工作物

現状のまま無償譲渡とする。

(3) 備品及び消耗品等

現状のまま無償譲渡とする。

4 応募資格

以下のすべての条件を満たしていること。

(1) 法人格を有し、市内に主たる事務所を登記していること。

(2) 障害福祉サービス事業のうち、「生活介護」の障害福祉サービスを提供するため、当該サービスの「指定障害福祉サービス事業者」を5年以上（令和3年10月1日現在）、

受けていること。または、現に地域活動支援センターの指定管理者であるもの。

- (3) 障害福祉サービスを提供するにあたり、サービス管理責任者の資格を有するもの（令和3年10月1日現在）を1名以上配置できること。また、看護師または准看護師の資格を有するものを1名以上配置できること。

※今後、サービス管理責任者の資格を有する見込みがある者については、サービス管理責任者資格取得計画書を提出することにより応募が可能となる。ただし、期日（令和4年4月1日）までに取得できない場合は、取り消しをすることがある。

- (4) 社会的信望を有している法人。

- (5) 市の障がい福祉をよく理解し、積極的に協力する法人。

- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人
- ② 本市から指名停止措置を受けている法人
- ③ 市税を滞納している法人
- ④ 民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の法人
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人
- ⑥ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる法人

5 事業運営に関する条件

- (1) 提供する指定障害福祉サービス事業

指定障害福祉サービス事業は「指定生活介護事業」または「指定生活介護事業及び指定就労継続支援B型事業（多機能型）」とする。

- (2) 提供する障害福祉サービスの内容

法第5条第7項または第5条第7項及び第5条第14項に関すること。

- (3) 定員

定員 20名以上 ※多機能型の場合は、合計20名以上

- (4) 休所日・開所時間

法人の規程による。ただし、現利用者の活動状況等を考慮し、現状と同程度以上とする。

※現状の休所日・開所時間（参考）

○休所日（参考）

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・12月28日から翌年1月5日まで

○開所時間（参考）

- ・午前9時から午後4時まで

- (5) 職員配置

「群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」のとおりとする。

(6) 業務報告・評価等

- ① 市は協定に基づき、運営を適切にさせるために必要があると認めるときは、法人に対して、その管理運営業務及び経理等の状況に関し、必要に応じて報告を求め、または調査し、必要な指導を行うものとする。
- ② 移行後の事業所の運営を検証するため、保護者へのアンケートを実施し、サービスの向上に努めるとともに、その結果については市に報告する。

(7) その他

- ① 令和5年3月31日現在の利用申請者を受け入れること。
- ② 貸与を受けた土地は、市が求める事業以外に使用しないこと。また、転貸しないこと。
- ③ 無償貸与の土地及び譲渡を受けた建物及び工作物並びに備品等の維持管理に要する費用は法人の負担とする。
- ④ 利用者保護者会等を維持し、事業運営にあたっては、保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意をもって対応すること。
- ⑤ 地域に開かれた施設を目指し、地域とのコミュニケーションの場を設けること。
- ⑥ 法人は市と協議し、移行する時期に支障なく引継ぎできるよう運営資金や人材をはじめ、必要な準備を行うこと。
- ⑦ 事業所の名称は、慣れ親しんだ「ななくさ」を名称の一部に使用すること。
- ⑧ 移行後直ちに苦情処理制度を導入し、苦情の適切な解決を図ること。
- ⑨ 国、県及び市が実施する監査等に協力し、その指導及び指示に従うとともに、その他必要に応じて市との協議に応じること。

6 提出書類

- (1) 設置運営法人応募申請書（様式1号）
- (2) 法人概要説明書（様式2号）
- (3) 事業計画書（様式3号）
- (4) 運営収支計画書（様式4号）
- (5) 職員等配置計画書（様式5号）
- (6) その他添付書類（該当のないものについては提出不要）
 - ① 法人登記事項証明書（3ヵ月以内のもの）
 - ② 定款
 - ③ 財務諸表等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書など平成30年度から令和2年度までの3期分）
※開業時期により、3期分に満たない場合については、該当年度分のみとする。
 - ④ 市税に未納がないことの証明
 - ⑤ 所轄庁の指導監査資料及び指導監査結果報告書（直近のもの）の写し
 - ⑥ 法人の自己評価及び外部評価に関する書類（直近のもの）

- ⑦ 法人の概要がわかるパンフレット等
- ⑧ 年間（行事）計画
- ⑨ 就業規則、給与規程（退職手当を含む）
- ⑩ 安全管理マニュアルや緊急連絡体制、避難訓練年間計画
- ⑪ 個人情報等の取り扱いに関する書類
- ⑫ 借入金返済計画（借入がある場合）、運転資金を保有する証明（残高証明等）
- ⑬ サービス管理責任者資格者証の写し又は、サービス管理責任者資格取得計画書様式6号

※提出書類に掛かる費用については、申請者が負担する。

7 応募について

(1) 応募方法

応募にあたっては、本要項所定の応募書類を受付期間内に、受付窓口を持参する。

(2) 配布期間

令和3年9月15日（水）から令和3年10月29日（金）午後5時まで

(3) 提出書類

提出書類はパンフレット等を除き原則としてA4判で作成し、本要項「提出書類」の記載順に縦型ファイルに左綴じで作成する。

(4) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※フラットファイル等の背表紙と表紙の上部には「設置運営法人（ななくさ）応募書類(正)【又は(副)】」を表示する。

※フラットファイル等の表紙の下部には「法人名」を表示する。

(5) 受付期間

令和3年10月15日（金）から令和3年10月29日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土・日・祝日は除く。

(6) 受付窓口

太田市太田地域活動支援センター（太田市細谷町1708番地1）

(7) 募集に関する質問

募集に関する質問は次のとおり受け付ける。

① 受付期限

令和3年10月12日（火）午後5時まで

② 受付方法

質問要旨を簡潔にまとめてFAXまたは電子メールで提出する。電話や窓口での口頭による質問は受け付けない。

※質問書はホームページに掲載の様式を使用すること。

③ 質問の回答

回答は質問者に対して令和3年10月14日（木）までにFAXまたは電子メールで回答する。

※回答したすべての案件については、市ホームページに掲載する。

(8) 留意事項

- ① 応募書類等は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- ② 追加書類の提出をしていただく場合がある。
- ③ 提出された書類は、太田市情報公開条例に規定する非公開情報を除き公開する。
- ④ 選考委員会委員が既に運営している施設の現地調査を行うことがある。
- ⑤ 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とする。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした場合や不正な行為があった場合には落選とする。

8 審査・選定に関する事項

(1) 選定方法

学識経験者等による選定委員会を設置し、提出していただいた書類やヒアリングにより、法人の運営能力や事業計画等の内容について審査し、選定を行う。

(2) 運営方針等の説明

期日を定めて、提出された書類等の内容についてヒアリングを実施するので、選定委員会委員に対して運営方針など施設運営の説明をする。なお、日程等の詳細については、後日連絡する。

(3) 選定結果の連絡

結果については、応募された各法人に書面でする。

9 その他

設置運営法人として選定後、当該要項の要件や関係法令等の規程が遵守できなくなった場合、または社会的信用を失墜するような事実が判明した場合、若しくは市長が適当でないとした場合には選定を取り消すこととする。

10 問い合わせ先

太田市太田地域活動支援センター（福祉こども部 障がい福祉課 福祉事業係）

〒373-0842 太田市細谷町1708番地1

TEL.0276-32-4220 FAX.0276-32-4221

メールアドレス 018060@mx.city.ota.gunma.jp